

難病や障害がある子の保護者のための



小学校就学応援

さぽーとぶっく



令和5年度富山市公募提案型協働事業



インクルーシブ子育て応援 KANON.



この度は就学サポート冊子を手にとってくださいありがとうございます。そして就学を迎える子ども達がここまで大きく育ってくれたことを私たちとしても心から嬉しく思います。

小学校就学の際に「小1の壁」と言われる状況に直面することがありますが、とりわけ難病・障害のある子の就学に至っては更にその壁は分厚く、高く感じる保護者もいらっしゃると思います。その原因の一つが学校の情報が早くから取得できにくい、周りに似た境遇の保護者がいないなどにあると考えられます。結果、就学に対して不安に思う気持ちが生まれてしまいます。難病や障害があると少数派になり個性もあるため、完全に悩みを解消することは難しいかもしれません。ゆっくりゆっくり、周りを巻き込みながらお子さんにとってベストな就学先を探っていけたら良いですね。Kanon.の交流会でもいつでもお待ちしております。

それでは就学サポート冊子で、多様な学びの場を一緒に見てみましょう！！

インクルーシブ子育て応援 Kanon.
代表 堀口 里奈

TABLE OF CONTENTS

1 多様な学びの場について Page.4

多様な学びの場を知ることから始めよう
多様な学びの場の概要
特別支援教育に携わる先生・専門員・支援員など
地域の学校における合理的配慮について

2 就学先について Page.9

通常の学級
通級による指導
特別支援学級
 — 特別支援学級をのぞいてみよう
特別支援学校
 — 特別支援学校をのぞいてみよう① 富山県立高志支援学校
 — 特別支援学校をのぞいてみよう② 富山県立富山総合支援学校
 — 特別支援学校をのぞいてみよう③ 富山県立しらとり支援学校
 — 子どもの就学のあれこれ ママトーク

3 特別支援教育に関わること Page.30

自立活動とは
各教科等を合わせた指導とは
交流及び共同学習とは
個別の教育支援計画と個別の指導計画とは
サポートシートについて

4 「就学相談」について Page.38

「就学相談」について
さわやか相談会（就学相談会）
就学の流れ
就学Q&A
就学を迎える保護者へのエール

5 福祉サービスについて Page.49

放課後等デイサービスについて
受給者証取得の流れ

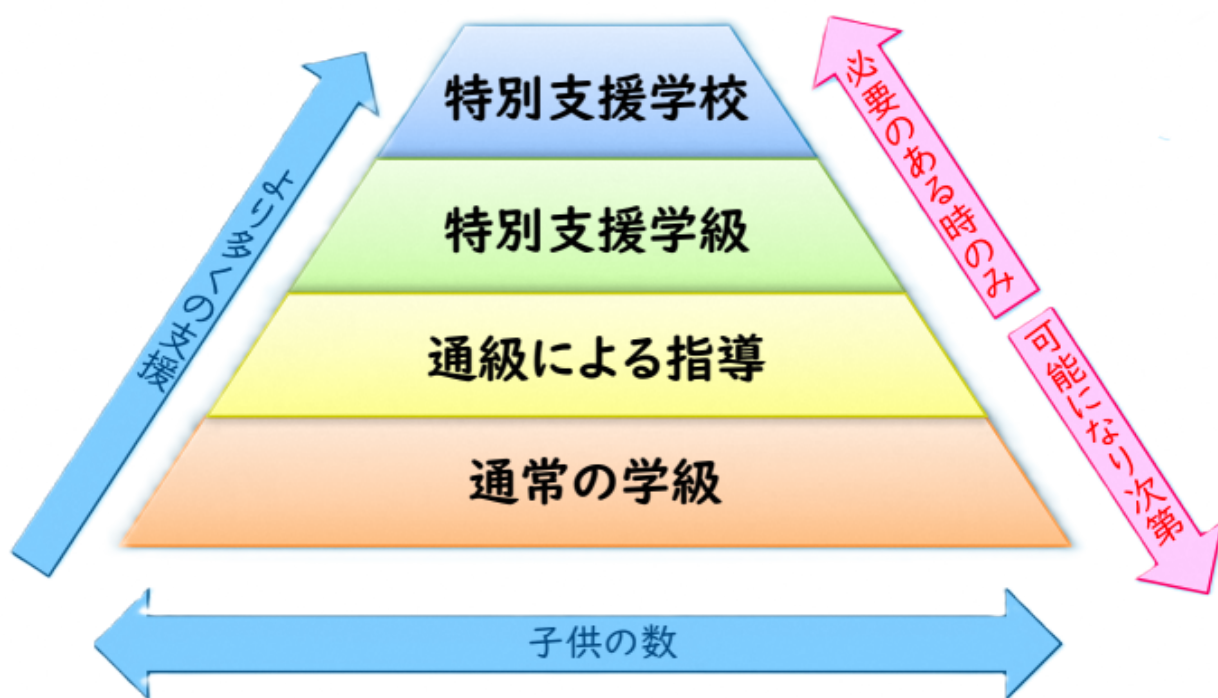
多様な学びの場について

子どもの状態や教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう「多様な学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校）」があります。



多様な学びの場を知ることから始めよう

障害や何らかの疾患がある、気になる様子や行動がみられる子どもの保護者にとって就学先の選択は難しい問題です。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、多様な学びの場（特別支援教育）がある中で、どれが子どもにとって最善なのかと思い悩むことも多いのではないのでしょうか。適切な支援を受けられるようにするためにも、多様な学びの場について知り、本人の意思などを尊重しながら検討を進めて行くことが大切です。まずは、就学に向けて多様な学びの場があることを知ることから始めましょう。



引用文献：富山県教育委員会「一人一人の教育的ニーズに応える 連続性のある多様な学びの場ガイド」令和4年2月

子ども自身がその学びの場で、

- ・授業内容が分かること
 - ・学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごすこと
 - ・生きる力を身に付けていけること
- が、最も重要な視点です。

子どもの学びの場を
決める際のポイント





多様な学びの場の概要



地域の小学校

住所に基づき就学指定校が指定されています。

通常の学級

集団での学習活動が中心となります。



通級による指導

通常の学級に在籍しながら、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする子どもに対して障害に応じた指導を行います。

【通級による指導の対象】

言語障害 情緒障害 学習障害 弱視 難聴 自閉症 肢体不自由
病弱・身体虚弱 注意欠陥／多動性障害（ADHD）学習障害（LD）



交流及び共同学習（P32参照）

特別支援学級

障害のある子どもに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための指導を行う少人数の学級です。教科によって通常の学級で学習（交流及び共同学習）を行います。

【特別支援学級の対象】

知的障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害 難聴 弱視 言語障害
病弱・身体虚弱（院内学級含む）



交流及び共同学習

（地域交流、学校間交流、居住地校交流）

特別支援学校（小学部）

対象とする障害の種別を定めて設置されています。自宅・病院への訪問教育を行っている学校もあります。入学可能な障害の程度は学校教育法施行令第22条の3で定められています。

【特別支援学校の対象】

知的障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 病弱（身体虚弱を含む）

※富山市から通学可能な特別支援学校についてはP19を参照





特別支援教育に携わる 先生・専門員・支援員^{など}



校長先生

リーダーシップを発揮し、教職員が、それぞれの能力を発揮できるように学校経営を行っています。



教頭先生

学校見学や相談は教頭先生が窓口となっています。
★見学などの申込は在籍園の先生を通して行います。



学級担任

通常の学級の集団生活の中で教育上特別な支援を必要とする子どもに対して適切な指導や必要な支援を過度な負担にならない範囲で行っています。

通級による指導教室担当

自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人ひとりの状況に応じた指導を行っています。



特別支援学級担任

障害の状態や発達段階、特性などを的確に把握し、きめ細かな指導を行っています。



特別支援学校の先生

特別支援学校教諭の免許状を持っています。様々な障害についての基礎的な知識、特定の障害についての専門性を有しています。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育に関する相談窓口でもある特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育を進めるための「校内委員会」の運営や推進役といった役割を担い、子どもの教育的ニーズに応じた支援方法を中心となって検討します。生活上や学習上で困難さを感じている子どものために校内外の関係者や医療、福祉などの関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを行い、子どもへの支援に結びつけています。



富山市教育委員会



市内の小中学生に配付された1人1台のタブレット端末を介し、子どもが臨床心理士らに気軽に悩みを打ち明けられる仕組みを作るなどし、相談しやすい環境づくりを進めています。また、様々な相談窓口も設けています。

すべての子どもがより充実した学校生活を送れるように、学校や地域の実情に応じて教員や支援員、心理や福祉に関する専門員等が配置され、子どもが安心して学校生活を過ごせるよう見守っています。何か小さなことでも困り事や悩み事、何か気がかりな事があれば、いつでも相談してみましょう。



養護教諭

子どもの心身の健康状態を把握し、指導及び保護者への助言を行っています。子どもを支える保健室の先生です。

スクールカウンセラー（SC）

本人の抱える心の問題を改善・解決していく「心の専門家」です。学校に通う子どもやその家族の悩みに寄り添い、問題解決に向け支援します。



スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く「福祉の専門家」です。子どもの学校生活に影響を及ぼしている環境（学校、医療機関、地域、家庭など）に働きかけ、福祉的アプローチで問題の解決に向け支援します。

スクールサポーター（特別支援教育支援員）

障害のある子どもの学校生活を支援するため、スクールサポーターを配置しています。通常の学級・特別支援学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもに対し、身仕度、移動などの学校生活上の介助や、担任の補助として学習の場面で先生の話子どもに分かりやすく言い換えたり、注意を促したりするなどし、学習活動上の支援などを行っています。

※特定の子どものみに配置される支援員ではありません。



保護者'S VOICE



子どもが学校で笑顔で過ごせるよう、現状必要な配慮や保護者の願いを伝えてみましょう。なかなか理解してもらえなかったり、うまく伝わらなかったりする場合もあるかもしれませんが、うまく説明できなくても、少しずつ伝え続けていくことで、きっと理解してくれる人や味方が出てくると思います。

● 地域の学校における合理的配慮について

障害のある子どもが、学校生活を送ったり、適切な教育を受けたりする上で特別な支援や配慮となる「合理的配慮*」が提供されます。学校における「合理的配慮」とは、全ての子どもが同じスタートラインに立って学ぶために必要なものであり、障害のある子どもの学ぶ権利を保障するものです。「他の子には認めていません」「前例がありません」という理由のみで提供しないことはありません。障害のある子ども一人ひとりが持っている力や意欲を十分に引き出していく工夫や、必要としている支援や配慮を考えていくことを大切にしています。また、支援が必要な子どもが特別扱いされていると周囲の子どもたちに思わせない集団生活の雰囲気づくりも個別の配慮と同様に大切にされます。特別な支援や配慮が必要な場合は、学級担任や特別支援教育コーディネーターに相談しましょう。

※「合理的配慮」とは、子どもが必要としている配慮を個別に提供（変更・調整）することが「必要かつ適当」であり、学校に対して体制面や財政面で「過度の負担を課さないもの」とされています。参照：障害者の権利に関する条約第2条定義より一部抜粋

子どもの状態	考えられる具体的な支援や配慮の例（一例です）
指示の理解が苦手	・視覚的な情報を提示する ・話し方を簡潔にする ・ゆっくり伝えるなど
読解が苦手	・読書補助具を用いる ・保護者と連携して、教科書にあらかじめ仮名を振るなど
書くことが苦手	・筆記の量の調節 ・マス目のノートやプリント等で視覚的にとらえやすいようにするなど
計算が苦手	・問題の量の調整 ・計算機や具体物を使用するなど 
集中することが苦手	・担任が声をかけやすい座席への変更 ・具体的なスケジュールの提示など
感情的になりやすい	・気持ちが落ち着く場所の用意 ・状況を振り返る機会の確保など 
集団参加が苦手	・周囲の子どもへの理解 ・集団内での役割分担など
感覚過敏	・イヤーマフなどの聴覚保護具の使用 ・いすの脚に緩衝材をつけて雑音を軽減するなど
視覚情報の処理が苦手	・黒板回りの掲示物の情報を減らすなど

通常の学級



多くの子どもたちが通う一般的なクラスです。各学級は同年齢の子どもで構成されており、集団で授業を受けます。支援が必要な子どもには、学級担任による配慮（座席の位置、個別の声かけなど）を行い、分かりやすい授業が心がけられています。

本人・保護者から教育的ニーズに応じた合理的配慮を求める申し出があった場合は、本人・保護者と相談しながら担任教員が個々の特性や障害に配慮しつつ指導方法や教材などの工夫を可能な範囲で行っています。

基 本 情 報

- ☐ 1学級あたりの人数は35人*
- ☐ 検定教科書を使用
- ☐ 一斉指導・集団での学習活動が中心

*2021年3月に義務標準法の改正により、学級編制の標準を小学校のすべての学年で1クラスの定員上限が35人となる「35人学級」の導入が令和3年度より段階的に行われています。富山県では、令和5年度から、小学校の全学年において「35人学級」が導入されます。

通常の学級の担当教諭からのメッセージ



どの子どもも「できた」「分かった!」と成功体験を積み重ねられるようにすることや相手を思いやる心が育つように毎日子どもたちと関わっています。

保護者の体験談 ①

就学に関して、主治医や児童発達支援員などに相談したり、教育委員会の就学相談を利用したりしました。在籍園を通して小学校での面談を申し込み、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級や通級指導教室の担当の方々との面談も行いました。児童発達支援員から「この子は通常の学級で頑張れる」と言われたこともあり、就学先は通常の学級を希望しました。臨床心理士に「サポートシート*」の作成を勧められたので、学校側に知っておいてほしい子どもの様々な情報（得意・不得意など）をまとめ、お渡ししました。



人工内耳を装着している娘は4歳頃からお友達と聞こえについて違うことに少し敏感でした。健聴者に対し壁を作らず一緒に学んで欲しいという親の願い、そして娘の性格なども考慮し、通常の学級に行くことと決断しました。通常の学級では、先生の声や後ろで発表しているお友達の声が聞き取りやすいように座席は前列両端どちらかとなるようお願いしています。また、週に1回聴覚総合支援学校での通級指導教室に通ってます。先生からアドバイスを頂けるのでとてもありがたいです。通常の学級、特別支援学級どちらもそれぞれの良さがあると思うので、皆さんの子どもに合う学び場が見つかりますように。

*サポートシートの作成に関してはP34参照

通級による指導



ことばの課題や情緒的な課題があることによって学校生活にうまく適応しにくいなど、一部特別な指導を必要とする比較的障害の程度が軽い子どもの為の教室です。通常の学級に在籍しながら、週の数時間程度「通級による指導」を行う教室に通い、一人ひとりの障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動（P30参照）など）を受けます。授業を抜けて通うことになるため、家庭での勉強の補充が必要となります。在籍校に教室がない場合は近隣校での「通級による指導」を利用することができますが、保護者の送迎が必要となってきます。情緒障害及び学習障害については、入学後の本人の困難さを確認し、相談のうえ実施の判断を行います。

基本情報

- ☐ 通常の学級に在籍
- ☐ 各教科などは主として通常の学級での学習
- ☐ 基本は個別指導（必要な場合はグループ指導を実施）
- ☐ 指導内容は自立活動に位置づくもの

対象者

言語障害 情緒障害 弱視 難聴 自閉症 肢体不自由 病弱・身体虚弱
注意欠陥／多動性障害（ADHD） 学習障害（LD）

通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする子ども。（※特別支援学級に在籍の場合は利用できません）必ずしも就学予定校に通級指導教室があるとは限りません。他校の通級指導教室に通う場合、保護者による送迎が必要です。

指導内容

こだわりの軽減、行動や感情のコントロール方法、自分の気持ちの伝え方などに関する学習を中心とする教室や、話し方（発音の誤りや吃音）など言葉に関する学習を中心とする教室などがあります。指導の目的や概要を明確にするため、指導計画（個別の教育支援計画・個別の指導計画）を立て、学級担任と通級指導教室の担当者、特別支援教育コーディネーターなどが連携して取り組んでいます。基本は1対1の「個別指導」となりますが、子ども3～6人の「小集団指導」を行う場合もあります。決められた「通級による指導」の時間に、通級指導教室に通います。

指導時間

「通級による指導」時間は自立活動の指導と各教科の補充指導*を合わせて年間35単位時間から280単位時間（週1～週8単位時間）、学習障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）の子どもは、年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。

参照：平成5年文部省告示第7号第2項および平成18年3月文部省告示第54号

*各教科の補充指導：特に必要がある場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を行っています。これは障害の状態に応じた特別の補充指導であって、障害とは直接関係のない教科の遅れの指導や補充をするためのものではありません。

通級指導教室の担当教諭からのメッセージ

週に1～2時間の学習ですが、子どもたちが少しでも「できた!」「がんばれた!」という気持ちをもって欲しいと思い、一人ひとりに合わせた教材・活動を考えています。



Aさんの場合

週に1回、通級指導教室に通っています。通級指導教室では、Aさんの特性とうまく付き合っていくための学習（自分の思いや気持ちをコントロールする方法を学ぶなど）をしています。通級指導教室に通うことにより、抜けた授業、学習の補充については、通常の学級担任と相談しながら、補充の方法を決めています。



通級指導教室の時間割（例）

	月	火	水	木	金
1	★	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○

★ 通級指導教室（自立活動など）
○ 通常の学級で各教科の授業



通級指導教室の担当者、通常の学級の担任の両者が、子どもの目標を共通理解し、子どもの様子などを随時情報共有しながら、通級指導教室でできるようになったことを通常の学級や日常生活において発揮できるよう心がけています。

保護者の体験談 ②

富山県総合教育センターの心理士やソーシャルワーカーの方と相談しながら、本人の安心できる場を設けるために通級指導教室を利用することにしました。通級指導教室を利用し始めるにあたって、不安なこと、こちらの思いなどを教頭先生、学級担任、通級指導教室の担当者にお伝えする場を設けて頂きました。週に一度の通級指導教室の利用で、SST（Social Skills Training: 人との関わり合い方や自分の気持ちの伝え方などの社会的なスキルを習得するための訓練）、コグトレ（社会面（対人スキルの向上）、学習面（認知機能の強化）、身体面（不器用さの改善）から構成された包括的支援プログラムなどのほか、さまざまな楽しい活動を行ってもらっています。保護者、通級指導教室の担当者、学級担任の間で共通理解のもと必要な支援が得られるように、保護者が家での様子、悩みごとなどをお伝えしたり、毎週通級指導教室の担当者と学級担任から指導に関するお知らせを頂いたりしながら進めています。懇談会では通級指導教室の担当者と一緒にじっくり話をすることができます。通級指導教室の担当者と学級担任との間で連携体制ができていますので、安心して学校生活を送ることができています。



特別支援学級



学習上及び生活上の教育的ニーズが高い子どもの学びの場です。特別支援学級に在籍し、小集団の中で、一人ひとりの障害の状態・特性に応じた指導・支援が行われます。教科によって通常の学級で学習（交流及び共同学習）を行う場合もあります。また、すべての障害種別で一人ひとりの障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導「自立活動（P30 参照）」を受けます。また、個々の障害等の状況に応じて、学習の内容や進度を変更することができます。障害種別ごとに学級が編制されるため、学級に異学年の子ども達が在籍することになります。

基本情報

- ☐ 1学級あたりの人数は8人以下で編制
- ☐ 地域の小学校の「特別支援学級」に在籍
- ☐ 障害種別ごとに学級が編制されるため、学級に異学年の子どもが在籍
- ☐ 自立活動の指導 小・中学校の教育課程を行うとともに自立活動を行う

対象者

**知的障害 肢体不自由 弱視 難聴 自閉症・情緒障害 言語障害
病弱・身体虚弱（院内学級含む）**

※全ての小学校において全ての障害種別の特別支援学級が設置されているわけではありません。それぞれの小学校に必要な障害種別の特別支援学級が設置されています。

※自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望する場合は、心理検査や医学的診断が必要です。LDやADHDの診断のみでは入級の対象にはなりません。知的障害を併せもつ場合は、知的障害特別支援学級となります。

学習・指導内容

子どもの特性や教育的ニーズに応じた内容や方法で学習します。また、全ての障害種別において、子どもの実態に合わせて「自立活動（個別指導や小集団指導）」を取り入れています。

知的障害特別支援学級においては、各教科の目標・内容を下学年のものに替えたり、知的障害者用の著作教科書や一般図書などを使用したりして学習を行います。また、「各教科等を合わせた指導（生活単元学習・遊びの指導・日常生活の指導）」も行っています。

知的障害ではない学級は、基本的には学年に応じた学習（通常の学級に準じた内容の学習）を行います。

弱視・難聴の特別支援学級においては、障害の程度により、文部科学省著作教科書の視覚障害者用の点字教科書や拡大教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書を使用することができます。

当該学年の通常の学級に「交流学級」があり、各教科等の授業内容に応じて一緒に学習したり、朝の会や帰りの会に出席したりして「交流及び共同学習」を行っています。「交流及び共同学習」に支援員が付き添わなくても取り組めるように、交流学級の担任が行う支援は特別支援学級の担任と検討のうえ取り組まれています。

特別支援学級の担当教諭からのメッセージ



「一人ひとりの好みや得意なこと」「人との関わり」「交流級担任との連携」に配慮して、子ども達が自分らしく成長していけるように努力しています。

スクールサポーターからのメッセージ

支援し過ぎないように、ほどよい距離を保てるように心がけています。子ども達が学校で安心して過ごせるように適切な支援を心がけたいと思っています。



時間割について

週の授業時間の半分以上を特別支援学級で学びます。どの時間に交流学級（通常の学級）で学習するのかは、子どもの状態に応じて、特別支援学級担任と保護者と相談して決めていきます。特別支援学級は障害種別ごとに学級が編制されているため、異学年の子どもと一緒にクラスになる場合があります。同じ時間に特別支援学級で学んでいる子どももいれば、交流学級で学んでいる子どもがいる場合もあります。



たとえば

算数の授業

子どもの実態などに応じて特定の教科などを学習する場を決定しています。

僕は交流学級で学ぶよ。

1年生 1年生



交流学級へ

僕らは特別支援学級で学ぶよ。

1年生 2年生



特別支援学級

特別支援学級の時間割（例）

	月	火	水	木	金
1	○	★	○	★	○
2	○	★	★	○	○
3	★	○	★	★	★
4	★	★	○	★	★
5	★	★	★	★	★

★ 特別支援学級での時間 **週の半分以上**

○ 通常の学級での時間

入級基準について（特別支援学級の対象となる障害の状態などの一覧はP17を参照。）

入級や障害種別の決定については、障害の有無だけではなく、子どもの状態や発達の段階、特性、身体障害などの状態など様々な資料や情報を基に総合的に検討されます。子どもとその保護者の意向は尊重されますが、最終的に子どもに最もふさわしい学びの場は、富山市教育委員会にて判断・決定されます。子どもに複数の障害（知的発達の遅れがあり、自閉症の診断を持っているなど）がある場合の学びの場については、当該の子どもとその保護者の意向を参考にしたうえで、子どもに最もふさわしい学びの場を教育委員会が総合的に判断しています。富山市教育委員会の判断と本人・保護者の意見が一致しない場合、更なる話し合いの上で合意形成を図ります。